

保存期間10年

生環発第752号

少発第324号

平成20年11月28日

本部内各部課（所、隊）長

警察学校長殿

各警察署長

茨城県警察本部長

「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン及びインターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドラインについて

このたび、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第52号）が本年12月1日から施行されることに伴い、「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン及びインターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドラインを別添のとおり定めたので、執務の参考とされたい。

「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン

1 定義の解説

「インターネット異性紹介事業」は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号において、次のとおり定義されています。

異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際にに関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようとする役務を提供する事業

これを言い換えると、「インターネット異性紹介事業」とは、次の①～④のすべての要件を満たすものということになります。

- ① 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）の求めに応じて、その者の異性交際にに関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- ② 異性交際希望者の異性交際にに関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- ③ インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようとするサービスであること。
- ④ 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

以下、①～④の要件を個別に見ていきます。

① 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）の求めに応じて、その者の異性交際にに関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。

- 「面識のない」とは、「インターネット異性紹介事業」をきっかけとして知り合うまで、お互いに全く関係のなかった、見ず知らずの関係であることをいいます。
- 「異性との交際」とは、男女の性に着目した交際、すなわち相手が男であること又は女であることへの関心が重要な要素となっている感情（性的な感情）に基づく交際をいい、性交等を目的とする交際に限りません。
- 「交際」とは、つきあい、まじわりのことであり、他人と知り合い、交流する行為全般をいいます。直接対面して行うもののほか、電話、手紙、電子メール等の手段による会話、文通等の対面しないで行うものも含みます。
- 結局、「異性交際希望者」とは、性的な感情に基づいて面識のない異性と知り合うことを希望する者となります。
- 異性交際希望者の「求めに応じ」とは、サイト開設者がサイトの運営方針として、

「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していることを意味します。個々の利用者（書き込み者及び閲覧者）が実際にどのような意図をもってそのサイトを利用しているかにはかかわりません。

ここでいう「運営方針」については、

- ・ サイト開設者が示している規約やサイト名その他利用案内、告知等のサイト上の記載等
- ・ サイトのシステム（例えば、書き込みをした者の性別を表示する機能の有無等）
- ・ 利用者の規約等違反行為に対するサイト開設者の措置

等の事項から判断することになります。

なお、異性交際目的での利用を禁ずる規約等に反して利用者が異性交際目的で利用している実態がある場合でも、サイト開設者が異性交際を求める書き込みの削除や当該投稿者の利用停止措置を行っていれば、当該サイトは、基本的には「インターネット異性紹介事業」に該当しませんが、当該書き込みを知りながら放置するなど、サイト開設者がその実態を許容していると認められるときは「インターネット異性紹介事業」に該当する場合があります。

- 「異性交際にに関する情報」とは、「異性交際希望者」が不特定又は多数の異性の注目を集めるために記載する、自己に関する情報、交際を希望する相手の条件に関する情報、交際の方法(電話番号等の連絡方法に関する情報、実際に会うための日時・場所に関する情報もこれに当たります。)に関する情報等をいいます（具体的には、下記2に示す典型例を参照してください。）。
- 「インターネット上の電子掲示板」には、チャットのように、掲載内容が刻々と変化する形態の掲示板も含みます。

② 異性交際希望者の異性交際にに関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。

- 「公衆が閲覧できる」とは、インターネット上の電子掲示板において、不特定又は多数の者がインターネットを利用して、異性交際にに関する情報を閲覧できることをいいます。

③ インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようとするサービスであること。

- 「相互に連絡することができるようとする」とは、サイト開設者が提供する、他人が書き込んだ「異性交際にに関する情報」を閲覧した異性交際希望者（閲覧者）が当該情報を書き込んだ異性交際希望者（書込者）に返信することをきっかけとして閲覧者と書込者が相互に連絡することができるようになる機能を利用するにより、異性交際にに関する情報を載せた異性交際希望者とこれを見た者との間で相互に一対一の連絡（サイト開設者が介在する場合を含みます。）ができるようにすることをいいます。

- したがって、「異性交際希望者」同士が電子メールや2ショット・チャット等の電気通信を利用して相互に連絡することができるようとする機能を備えていないサイトは「インターネット異性紹介事業」に該当しません。
- また、チャット等のうち公然性を有するものは、一対一の連絡ではないことから、「相互に連絡」には該当しません。

④ 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

- 「有償、無償を問わず」であることから、サイトを利用している異性交際希望者から料金を徴収していない、又は広告収入等を得ていないからといって「インターネット異性紹介事業」に該当しないものではありません。

2 異性交際に関する情報の典型例

異性交際に関する情報の典型例は、以下のとおりです。

※ 男性からの投稿例（パソコン）

名前：サトシ
生年月日：1980年2月15日生（28才）
性別：男
エリア：東京23区
性格：やさしい
趣味：音楽鑑賞
体型：スリム
メッセージ：はじめまして、サトシです。彼女と別れて3ヶ月、寂しいなあと思う今日このごろ。僕と楽しく遊んでくれる明るい女性を探しています。まずはメールの交換から始めましょう。

»メールを送る

※ 男性からの投稿例（携帯電話）

投稿：8/7 03:00 
投稿者：リュウ
メッセージ：25歳の男で、外資系金融に勤務しています。彼女募集中なんで、興味ある女の子メールください。

※ 女性からの投稿例（パソコン）

投稿日時：2008/08/07 05:55 投稿者：ミユキ
メッセージ：ミユキだよ～☆23才の女の子だよ～
彼と別れてさびしいよ～
遊んでくれる男の子からの連絡待ってるよ～★
»メールを送る

※ 女性からの投稿例（携帯電話）

投稿：3/1 17:00

エリア：渋谷
名前：みゆ
性別：女
年齢：25
メッセージ：今から新宿で
会える男性いませんか？大
人の交際を希望していま
す。

3 該当性の判断

- (1) 「異性交際希望者の求めに応じてサービスを提供していること」の該当性
(1の①の要件)

問 いわゆる結婚相談サイトは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

「異性交際」とは男女の性に着目した交際をいいますので、結婚を目的とした交際を希望する者を対象として異性の交際希望者を紹介するサービスを提供することは、「異性交際希望者の求めに応じてサービスを提供していること」に該当します。

ただし、顧客のプロフィールを不特定又は多数の者が閲覧できるようにしていない結婚相談サイト、あるいは、サイトを閲覧した者が他の利用者に対して直ちに電子メール等により一対一の連絡を取ることができるようにしていない結婚相談サイトは、1の①以外の要件を満たしていないので「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

問 いわゆるSNSは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）とは、一般に、会員制をとり、参加者が互いに友人を紹介し合うなどして、共通性を持つ新たな友人関係を広げるサイトのことを言います。このようなサイトは、サイト開設者がサイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していない限り、「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

なお、サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していないことを明らかにするためには、利用規約等においてその趣旨を明確にし、これに基づく措置がとられていることが望ましいと考えられます。

問 いわゆる趣味サイトは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

以下のような、いわゆる趣味サイトであって、「異性交際」を目的としていないものは、「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

- 日々の悩み事を相談するための、面識のない異性の相手とやり取りを行うためのサイト
- 社交ダンス、テニス等のパートナーを探すための、面識のない異性の相手とやり取りを行うためのサイト
- 料理等の趣味についての情報交換のための、面識のない異性の相手とやり取りを行うためのサイト
- 学問についての情報収集のための、面識のない異性の相手とやり取りを行うためのサイト

問 いわゆるメル友サイトは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

通常「メル友」とは、メールを手段として交際する友達を意味しますが、その交際の内容は様々だと考えられます。

例えば、異性交際を目的とせず、男女の別を明示せず友達を募集するサイトなど、サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していないものは、「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

一方、「メル友」という名前を付けたサイトであっても、サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供している場合には、「インターネット異性紹介事業」に該当します。

問 利用者同士が直接会うことを禁止しているサイトでも「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

「インターネット異性紹介事業」の定義における「異性との交際」とは、直接対面して行う交際のほか、対面しないで行う交際も含むことから、直接会うことを禁止していたとしても、サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供している場合には、「インターネット異性紹介事業」に該当します。

問 「異性交際」ではなく「恋愛相談」を目的とするサイトは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

単に恋愛について相談すること自体は、一般に男女の性に着目した交際を求めているものとはいえません。しかし、専ら恋愛に関心のある者が利用することから、面識のない異性との男女の性に着目した交際を希望する者に利用され、異性交際を求める書き込みが行われる可能性もあります。この場合、当該書き込みを知りながら放置するなどサイト開設者がその利用実態を許容していると認められるときは、「恋愛相談」を標榜していたとしても「インターネット異性紹介事業」に該当する場合があります。

問 たまたま「異性交際」を希望する旨の書き込みが行なわれたことをもって、「インターネット異性紹介事業」に該当することがあるのか。

(答)

「インターネット異性紹介事業」に該当するには、サイト開設者がサイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していることが必要であることから、たまたま「異性交際」を希望する旨の書き込みが行なわれても、それのみでは「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

問 あるサイトが、開設者が知らないうちに実質的に出会い系サイトとして利用されていた場合、そのサイトは「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

自らが運営するサイトが知らないうちに、実質的にインターネット異性紹介事業に利用されていた場合、サイト開設者はサイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していないことから、基本的には「インターネット異性紹介事業」には該当しませんが、異性交際を求める書き込みを知りながら放置するなどサイト開設者がその利用実態を許容していると認められるときは、「インターネット異性紹介事業」に該当する場合があります。

問 サイト開設者は「異性交際」を目的としないサイトとして開設しているものの、当該サイトの中に利用者が異性交際希望者を対象としたジャンルを設け、サイト開設者が提供するサービス（利用者間で一対一の連絡をすることができる機能等）とあわせて実質的に出会い系サイトとして利用されていた場合、当該ジャンルは「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

サイト開設者ではなく利用者が当該ジャンルを設けている場合でも、サイトを更に細分化したジャンルがサイト開設者が提供するサービスとあわせて独立した一つのサイトとしての機能を果たしており、かつ、当該ジャンルの存在や異性交際を求める書き込みを知りながら放置するなどサイト開設者がその利用実態を許容していると認められるときは、当該ジャンルのみについて「インターネット異性紹介事業」に該当し、サイト開設者が「インターネット異性紹介事業者」に該当する場合があります。

(2) 「公衆が閲覧できること」の該当性（1の②の要件）

問 会員制のサイトは、「公衆が閲覧できる」とは言えないので、「インターネット異性紹介事業」に該当しないのではないか。

(答)

「公衆が閲覧できる」とは、不特定又は多数の者がインターネットを利用して閲覧できるという意味であることから、会員制であっても、希望すれば誰でも会員になることができ利用することができるサイトであれば、「公衆が閲覧できること」に該当します。

(3) 「相互に連絡することができる」との該当性（1の③の要件）

問 サイト開設者がいわゆる返信機能を提供しなくても、利用者が書き込みの中にメールアドレスを記載すれば、「相互に連絡することができる」とことになるのか。

(答)

利用者が書き込みの中に勝手にメールアドレスを記載しても、サイト開設者が「相互に連絡することができるようとする」役務を提供しているとは言えないことから、このようなサイトは「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

問 サイト開設者がメールアドレス、電話番号等の連絡先を書き込まなければ書き込みそのものをできないようにしている掲示板等のサイトは、「相互に連絡することができる」とことになるのか。

(答)

サイト開設者において、書込者がメールアドレス、電話番号等の連絡先を書き込まなければ書き込みそのものをできないようにし、書込者の連絡先を閲覧者が知ることができ、1対1で連絡することができるものについては、「相互に連絡することができるようとする」役務を提供していることになります。ただし、書込者がメールアドレス、電話番号等の連絡先を書き込まなくとも書き込みが可能であり、「相互に連絡することができるようとする」役務を提供していない場合は「インターネット異性紹介事業」に

は該当しません。

問 いわゆるプロフは「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

「プロフ」とは、一般に、利用者が自己のプロフィールのウェブページを作成できるサービスを提供しているサイトのことを言います。通常このようなサイトは、利用者間で一対一の連絡をすることができる機能を有していないことから、その限りにおいては「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

問 メールマガジンやメーリングリストは「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

通常のメールマガジンやメーリングリストは、インターネット上の電子掲示板に異性交際にに関する情報を掲載するものではなく、また、利用者間で一対一の連絡をすることができる機能も有していないことから、「インターネット異性紹介事業」には該当しません。

(4) その他

問 ポータルサイト、検索サイトのように「出会い系サイト」にリンクするサイトや、「出会い系サイト」のアクセス方法を紹介するサイトは、「インターネット異性紹介事業」に該当するのか。

(答)

インターネット異性紹介事業に該当するか否かは、そのサイト自体の性質により決まるものであり、インターネット異性紹介事業にリンクしていること、又はインターネット異性紹介事業へのアクセス方法を紹介していることのみをもっては「インターネット異性紹介事業」に該当しません。

問 法人ではなく個人でサイトを運営する場合も、「インターネット異性紹介事業者」に該当するのか。

(答)

「インターネット異性紹介事業者」には、個人・法人を問わず、また、法人格の有無を問わず、「インターネット異性紹介事業」を行う者すべてが該当することから、個人でサイトを運営する場合でも「インターネット異性紹介事業者」に該当します。

問 複数の事業者が分担してインターネット異性紹介事業を行っている場合には、各事業者は「インターネット異性紹介事業者」に該当するのか。

(答)

例えば、A会社がサイトの運営を、B会社が顧客管理をそれぞれ担当し、両社が共同してインターネット異性紹介事業を行っている場合、共同して行う事業が全体として「インターネット異性紹介事業」に該当することから、両社ともに「インターネット異性紹介事業者」に該当します。

なお、「共同してインターネット異性紹介事業を行う」というには、それぞれの者が、

一のインターネット異性紹介事業を共同して行う意思を有していることが必要です。

問 「インターネット異性紹介事業者」にサーバを貸しているレンタルサーバ業者も「インターネット異性紹介事業者」に該当するのか。

(答)

レンタルサーバ業者は、通常、インターネット異性紹介事業者に対して電気通信役務を提供しているにとどまることから、インターネット異性紹介事業者と共同してインターネット異性紹介事業を行う意思を有しない限り、法第3条第2項の「インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務（電気通信事業法第2条第3項に規定する電気通信役務をいう。）を提供する事業者」に該当し、「インターネット異性紹介事業者」には該当しません。

インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン

1 条文の解説

インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）については、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第12条第1項において、次のとおり規定されています。

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

- 削除の対象となる「禁止誘引行為」とは、法第6条各号において規定されていますが、次の書き込みが該当します。
 - ・ 児童（18歳未満）を異性交際の相手方となるように誘う書き込み
 - ・ 大人に対し、児童との異性交際の相手方となるように誘う書き込み
- 「禁止誘引行為」は、性交等に関する文言（「H」、「セフレ」等）や対償に関する文言（「2万」、「¥3」等）を含まないものもその対象となることから、単に児童に関して異性交際の誘引を行えば「禁止誘引行為」に該当します（「遊びませんか」、「カラオケに行きませんか」等）。
- インターネット異性紹介事業者に削除義務が発生するのは、禁止誘引行為の書き込みがあることを「知ったとき」です。禁止誘引行為の書き込みの存在を知らない場合にまで当該書き込みの削除義務が発生するものではありません。
- 「速やかに」とは、一律にある時間の長さで規定できるものではありませんが、合理的に考えて「知ったとき」から「すぐ」であることが必要です。
- 「公衆が閲覧することができないようにするための措置」とは、通常は禁止誘引行為の書き込みを削除することが想定されますが、削除以外の措置であっても、当該書き込みが閲覧できないようになる措置であればその他の措置でも構いません。

2 該当性の判断

(1) 「禁止誘引行為」該当性

問 児童が、単に自身のプロフィールのみを記載し、メッセージは何ら書き込んでいない場合は、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

通常、インターネット異性紹介事業のサイトにおいてプロフィールを書き込む行為は異性交際が目的であると考えられ、また、プロフィールを掲載した利用者に対して他の利用者がメールを送信することも想定され、当該サイトへのプロフィールの掲載自体が誘引行為と考えられることから、禁止誘引行為に該当します。

問 例えば、利用者のプロフィールを記載する欄に「16歳・女」等と書き込み、メッセージを記載する欄に「今から会える人いませんか」等と書き込む場合、これらの書き込みは、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

メッセージを記載する欄における書き込み内容のみでは禁止誘引行為に該当しない場合でも、当該書き込みを行った利用者のプロフィール欄等の記載と併せて読めば、児童に係る異性交際に誘う書き込みと判断できることから、禁止誘引行為に該当します。

問 インターネット異性紹介事業のサイトにおける「16歳～20歳の女の子で会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

「16歳～20歳」と言った場合は、児童である16歳及び17歳を明示的に含んでいることから、禁止誘引行為に該当します。

問 インターネット異性紹介事業のサイトにおける「女子高校生で僕と会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

高校生は通常15歳から18歳であるので、「高校生」を誘引する書き込みにおいては、15歳、16歳、17歳、18歳の者を誘引していることとなります。したがって、18歳未満の者を誘引していることが文言上明らかと言えるので、禁止誘引行為に該当します。

問 インターネット異性紹介事業のサイトにおける「私は女子高校生ですが、今から会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

「自分は高校生である」旨の文言により他人を誘引する書き込みにおいては、高校生は18歳の場合もあることから、児童であることが文言上明らかとは言えないので、「高校生」という文言のみでは直ちに禁止誘引行為に該当するとは言えません。

ただし、当該書き込みをした利用者のプロフィール欄に「16歳・女」等の記載があり、これと併せて読めば児童に係る異性交際に誘う書き込みであると判断できる場合には、禁止誘引行為に該当します。

問 インターネット異性紹介事業のサイトにおける「20歳以下の女の子で会える人いませんか」という書き込みは、児童に限定していないが、禁止誘引行為に該当するのか。「18歳以下」という書き込みの場合はどうか。

(答)

インターネット異性紹介事業のサイトは児童の利用が禁止されており、そのようなサイトにおいて「20歳以下」と言った場合は、通常「18歳、19歳及び20歳」を指すと考えられることから、禁止誘引行為には該当しません。

ただし、「18歳以下」と言った場合は、文言上は18歳未満の存在を前提にしていると考えられることから、禁止誘引行為に該当します（18歳未満の存在を前提としないのならば、単に「18歳」と記載すると考えられます。）。

問 児童や誘引行為を表す隠語を用いた書き込みは、禁止誘引行為に該当するのか。

(答)

書き込まれている用語について、禁止誘引行為を直接意味する用語の代わりに隠語として用いることがインターネット異性紹介事業において通用しており、又は、書き込みにおける文脈やその他の者による書き込みの内容等から、当該用語が禁止誘引行為を直接意味する用語の代わりに隠語として用いられていることが判断できる場合は、禁止誘引行為に該当します。

(2) 「知ったとき」該当性

問 インターネット異性紹介事業者は、自らのサイトで禁止誘引行為が行なわれていなければ、常にチェックする義務があるのか。

(答)

法律上、インターネット異性紹介事業者には、禁止誘引行為について常時監視する義務はありません。

問 「知ったとき」とは、インターネット異性紹介事業者自らが禁止誘引行為を発見した場合のみを言うのか。

(答)

禁止誘引行為が行なわれていることを「知ったとき」とは、インターネット異性紹介事業者自らが発見した場合のみならず、登録誘引情報提供機関や警察等、外部からの情報提供により知ったときも該当します。児童被害防止のためには、外部からの情報提供を常時受け付ける態勢を設けることが望まますが、そのことを義務付けるものではありません。

3 努力義務について

上記1及び2で説明したいわゆる削除義務以外に、インターネット異性紹介事業者には児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずる努力義務が課されています。この努力義務について、法第12条第2項には次のとおり規定されています。

前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 「前項」とは、法第12条第1項を指します。

- 「禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為」とは、禁止誘引行為に限らず、広く児童の健全な育成に障害を及ぼす行為全般を指します。例えば、児童以外の者による売春を誘引する書き込み、児童買春若しくは淫行をあおる書き込み又はわいせつ図画等をインターネット異性紹介事業の電子掲示板に掲載する行為がこれに当たります。
- 「児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置」とは、例えば、次のような措置が該当します。
 - ・ 自らが運営する出会い系サイトに書き込まれた売春を誘引する書き込み(禁止誘引行為に該当する書き込みを除く。)を削除したり、アップロードされたわいせつ図画を削除したりすること。
 - ・ 禁止誘引行為に該当する書き込み行為が禁止されていること、違反した場合は書き込みが削除されること等を、規約に記載したりサイトに表示したりして、利用者の注意を喚起すること。
 - ・ 禁止誘引行為を行った利用者について、規約等に基づき利用停止措置をとること。
 - ・ 法第12条第1項の規定に基づくいわゆる削除義務の対象となる書き込みを自ら発見し、又は通報を受けること等により知った場合、速やかにこれを削除するための体制を整備すること。
- 「努めなければならない」とされているとおり、法第12条第2項の規定に基づく措置を講じないことにより、本法の規定に基づいて刑罰を課せられたり行政処分を受けたりすることはありません。しかし、児童の健全な育成に資するとの法の目的に照らせば、インターネット異性紹介事業者が積極的にこれらの措置を講ずることが強く期待されます。